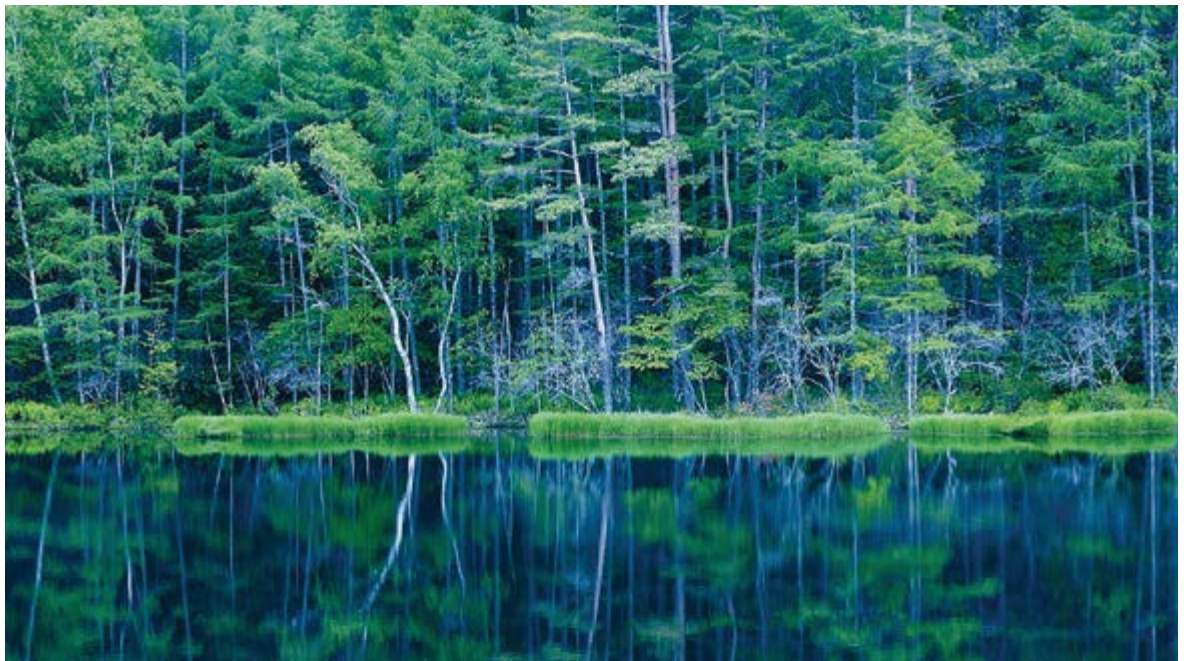


# 第 1 章

## 環境基本計画とは

- 1 計画策定の背景
- 2 基本的事項
- 3 第 1 次計画の取組と課題



新緑の御射鹿池（6月上旬）

# 第1章 環境基本計画とは

## 1 計画策定の背景

茅野市環境基本計画は、平成13年（2001年）に策定され、平成27年度（2015年度）に目標年度を迎えました。なお、計画期間は、平成30年度（2018年度）を始期とする第5次茅野市総合計画の環境分野の基本計画として位置付けることから、平成29年度（2017年度）まで延長しました。

この間、本市を取り巻く環境には地球温暖化や生物多様性などの地球環境問題をはじめ、東日本大震災、エネルギー問題、人口減少など社会情勢が大きく変化しています。こうした情勢に対応しつつ、環境面から持続可能なまちづくりを図っていくために、「第2次茅野市環境基本計画」を策定します。

## 2 基本的事項

### （1）計画の目的と位置付け

本市は、平成11年（1999年）3月に、すべての市民の参加と協力の下、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な環境にやさしいまちを築くため、「茅野市環境にやさしいまちづくり条例」を制定しました。

「茅野市環境にやさしいまちづくり条例」では、環境の保全及び美しい景観の形成等による快適な生活環境の創造について、3つの基本理念を定めています。

「第2次茅野市環境基本計画」は、この理念の実現を目指して、本条例に基づいて策定されるもので、本市の環境の保全等を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

#### 茅野市環境にやさしいまちづくり条例の基本理念

- 1 環境の保全等は、すべての市民が健全で豊かな環境の恵沢を享受するとともに、この環境が将来にわたって維持されるよう適切に行わなければならない。
- 2 環境の保全等は、すべての者の適切な役割分担の下に、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、自主的かつ積極的に行わなければならない。
- 3 環境の保全等は、地域の環境が地球環境と深くかかわっていることに配慮し、すべての事業活動及び日常生活において地球環境の保全に資するよう行わなければならない。

本計画の位置付けは、次のとおりとします。

### ○茅野市環境にやさしいまちづくり条例に基づく計画

「第2次茅野市環境基本計画」は、「茅野市環境にやさしいまちづくり条例」第7条に基づき、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

### ○第5次茅野市総合計画の分野別計画

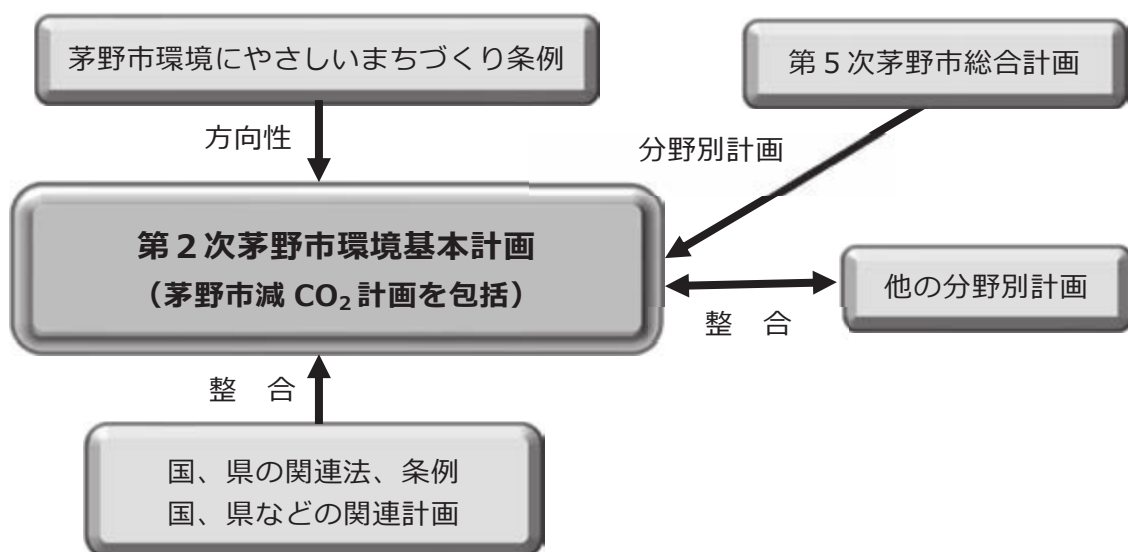
平成30年度（2018年度）を始期とする第5次茅野市総合計画の環境分野の基本計画として位置付け、総合計画に位置付けられる他の分野別計画との整合を図り、環境分野の施策を推進するための基本方針となるものです。

### ○茅野市減CO<sub>2</sub>（げんこつ）計画を包括

「地球温暖化対策の推進に関する法律」の規定により、都道府県及び指定都市、中核市、特例市を除く市町村において策定が努力義務となっている「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」として、平成23年（2011年）3月に策定した「茅野市減CO<sub>2</sub>計画（茅野市地球温暖化対策実行計画）」を「第2次茅野市環境基本計画」に包括し、一本化を図ります。

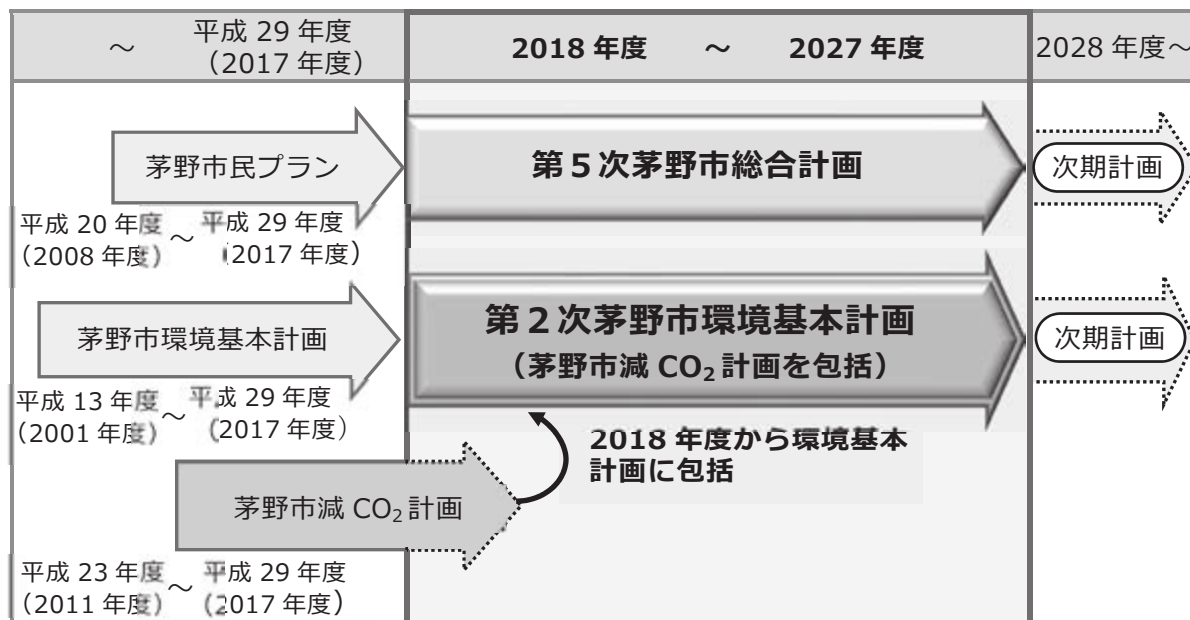
### ○国・県の関連法・関連計画、他の分野別計画との調整・連携

国・県の関連法、条例や環境基本計画などの関連計画、さらに個別計画である「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」等関連する計画との整合・連携を図ります。



## (2) 計画の期間

「第2次茅野市環境基本計画」の計画期間は、2018年度から2027年度の10年間とします。なお、社会情勢の変化や計画の進行状況、市総合計画などの他の分野別計画との関連、法律の改正などにより、必要が生じた場合は随時見直すこととします。



## (3) 計画の対象範囲

「第2次茅野市環境基本計画」が対象とする地域は、茅野市全域とします。

対象とする環境の範囲は、自然環境、生活環境、快適環境、地球環境とし、市民・事業者・滞在者・市の意識啓発や学習活動・協働により環境保全を進めていきます。

対 象	環 境
自然環境	動植物、森林、河川、湖沼・湧水 など
生活環境	公害、ごみ処理、資源循環、ダイオキシン類、地域活動 など
快適環境	公園・街路樹、親水空間、景観 など
地球環境	地球温暖化、エネルギー、酸性雨 など

## (4) 計画の参加主体

「茅野市環境にやさしいまちづくり条例」では、環境を保全していくための市民・事業者・市の責務を定めています。「第2次茅野市環境基本計画」では、市民・事業者・滞在者・市の各主体が、条例に定められた責務を認識するとともに、協働で環境保全への取組を実践していくことを目指します。

なお、滞在者とは、別荘地などに滞在している人、旅行者や市内に通勤・通学する人のことを指します。

### 3 第1次計画の取組と課題

第1次茅野市環境基本計画の取組結果と課題について総括します。

#### I 自然の恵みを活かすまち - 自然環境の保全 -

方針	取組の概要
<p><b>1 人と自然が共生する地域生態系の保全</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>高山・亜高山帯の希少な自然環境の保護</b> 茅野市生活環境保全条例の改正に基づき、おおむね標高 1,600m以上の高標高地域の開発を禁止することにより、高山・亜高山帯の希少な自然環境や動植物の保護をしています。</li> <li>○<b>グリーンパトロールの実施</b> 平成 17 年度（2005 年度）からグリーンパートナー（市民ボランティア）を募集し、八ヶ岳中信高原国定公園を中心とした環境美化活動（グリーンパトロール）を年間延べ 200 日程度実施しています。</li> <li>○<b>「茅野市自然環境調査実行計画」の策定・活用</b> 平成 14 年度（2002 年度）に「茅野市自然環境調査実行計画」を策定し、平成 15 年度（2003 年度）から自然環境の調査を行っています。また、平成 17 年度（2005 年度）に調査結果をマップにまとめるとともに、平成 18 年度（2006 年度）に環境副読本に添付して活用しています。</li> <li>○<b>「公共事業等環境配慮指針」の策定</b> 平成 16 年度（2004 年度）に「茅野市公共事業等環境配慮指針」を策定し、環境に配慮した公共事業を行っています。</li> <li>○<b>鳥獣保護区指定地域の調査等</b> 鳥獣保護区指定地域及び鳥獣被害の状況を継続して調査しています。</li> </ul>
<p><b>2 緑の持つ自然環境保全機能の保全と活用</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>「茅野市ふれあい里山づくり条例」の制定</b> 平成 16 年（2004 年）3月に「茅野市ふれあい里山づくり条例」を制定し、豊かな自然をいかした里山づくりを進めています。</li> <li>○<b>「市民の森」の指定</b> 平成 18 年度（2006 年度）に吉田山を市民の森に指定し、市民活動の場を確保しました。</li> <li>○<b>各種市民活動団体の支援</b> 永明寺山ふれあいの森を創る会、市民の森を創る会、NPO 法人八ヶ岳森林文化の会への財政的、人的な支援、情報提供を行っています。</li> <li>○<b>森林の健全育成</b> 市内の 3/4 の面積を占める森林の健全育成のため、年間約 100～150ha の間伐に対する補助により、水源かん養機能や土砂災害防止機能など森林の持つ公益的な機能を確保しています。</li> </ul>

<p><b>3 豊富で良質な水資源の保全と活用</b></p>	<p>○<b>水質汚濁の防止</b> 平成 18 年度（2006 年度）に「茅野市生活環境保全条例」を改正し、合併処理浄化槽の設置を義務化して水資源の保護等を進めています。</p> <p>○<b>地下水総合調査の実施</b> 平成 13 年度（2001 年度）及び平成 25 年度（2013 年度）に茅野市全域の地下水総合調査を実施しました。</p> <p>○<b>地下水調査の実施</b> 毎年、地下水位及び湧水量、水道水源の水質等の調査を継続しています。</p> <p>○<b>地下水採取への規制</b> 地下水の枯渇や地盤沈下等を防止するため、「茅野市生活環境保全条例」及び「茅野市地下水資源利用の適正化に関する要綱」により、井戸の掘削行為を規制しています。また、許可を要する規模の井戸については毎月揚水量の報告を義務付けて監視を行っています。</p>
---------------------------------	---

課 題

<p>○貴重な動植物や重要な生息・生育地、さらに外来種の分布状況を把握するため、市民等からの情報を収集する仕組みを構築する必要があります。</p> <p>○鳥獣被害の防止のため、狩猟者の育成、狩猟個体の利活用等が必要です。</p> <p>○里山づくり推進地域における活動支援や、新たな里山づくり推進地域の指定等による活動推進が必要です。</p> <p>○継続して各種市民活動団体の支援が必要です。</p> <p>○間伐材や林地残材の利活用が必要です。</p> <p>○地下水総合調査を定期的に行い、地下水の状況を把握する必要があります。水資源を持続的に利用するため、地下水の揚水量を把握する必要があります。</p>
---

**II 安全で人にやさしいまち – 公害の抑制と生活環境の保全 –**

方針	取組の概要
<p><b>4 健康的で安全な生活環境の確保</b></p>	<p>○<b>山岳地域における水質浄化対策</b> 平成 8 年度（1996 年度）から八ヶ岳等の山小屋へ再生可能エネルギーを活用した合併処理浄化槽の設置等を支援し、市内にある山小屋において山岳の水質浄化対策を実施しています。</p> <p>○<b>諏訪湖及び白樺湖等の水質浄化対策</b> 諏訪湖や白樺湖等の水質浄化対策として、下水道事業計画区域において普及率向上を図り（平成 28 年度（2016 年度）末の下水道普及率 96.7%）、下水道事業計画区域外は合併処理浄化槽の設置に対する補助金交付により、年間約 50 基の設置を支援しています。また、下水道事業計画区域外における合併処理浄化槽の設置を条例により義務付け、水質浄化対策を強化しています。</p>

<p><b>4 健康的で安全な生活環境の確保</b></p>	<p>○<b>水質等の定期測定の実施</b> 上川をはじめとする市内の河川の水質測定を継続して実施しています。また、騒音や土壌の測定も継続して行っています。</p> <p>○<b>小型焼却炉撤去への支援</b> ダイオキシン類対策として小型焼却炉の撤去の支援を行い、平成16年度(2004年度)までにほぼすべて撤去しました。</p> <p>○<b>アイドリング・ストップの啓発の実施</b> 大気汚染防止のため、「広報ちの」によりアイドリング・ストップの啓発を行いました。</p> <p>○<b>有機農産物の普及</b> 農業マスタープラン環境保全型農業推進部会を中心に、減化学肥料・減化学合成農薬栽培指針による水稻栽培の普及を行っています。</p>
<p><b>5 やすらぎのある身近な自然空間の保全</b></p>	<p>○<b>緑地の確保</b> 公園わくわくプランを策定し、近隣公園などのリニューアル整備等を行いました。</p> <p>○<b>水辺空間の整備</b> 御射鹿池や小段溜池等において親水空間を整備しました。また、麻浸川等の改修に伴って親水護岸を整備し、茅野駅西口土地区画整理事業区域内の公園等にせせらぎ水路を整備しました。</p> <p>○<b>バリアフリー化の実施</b> 市内公共施設の建て替え等に伴うバリアフリー化を行いました。</p>
<p>課 題</p>	
<p>○合併処理浄化槽から適切に処理されないまま放流される排水による水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の定期点検や維持管理を徹底する必要があります。</p> <p>○地域の慣行栽培を熟知して、その上で減化学肥料・減化学合成農薬栽培に取り組む必要があります。</p> <p>○子どもが安全に遊ぶことができる安全な水辺空間を整備する必要があります。</p>	

Ⅲ 自然や歴史を活かした快適なまち – 歴史文化の継承と風格ある風土づくり –

方針	取組の概要
<p><b>6 環境へ及ぼす影響の少ない伝統的な生活習慣・技法の伝承</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>伝統技法の伝承</b>                      わら細工やはた織り講座等を通じて、伝統的技法を支援しました。</li> <li>○<b>伝統的な文化等の伝承</b>                      文化財審議委員による候補物件の掘り起こしと調査を実施するとともに、平成 22 年度（2010 年度）に市無形文化財「エーヨー節・天屋節」の映像を撮影し、記録保存を行いました。</li> <li>○<b>歴史的・文化的資源の調査の実施</b>                      市指定文化財の指定物件等に関する調査を実施しました。</li> </ul>
<p><b>7 農地の保全と維持管理</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>農地の保全と維持管理の推進</b>                      農業マスタープランにおいて集落営農組織による農地の流動化と利用の集積を進めています。また、遊休農地貸出制度、オーナー制度を創設したり市民農園を開設したりして農地の保全を図っています。</li> <li>○<b>グリーンツーリズムの推進</b>                      農業体験制度を創設し、農業と観光推進協議会が連携して農業体験を推進しています。</li> </ul>
<p><b>8 風土が醸し出す景観の保全と地域に根ざした文化の伝承</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<b>田園景観の保全</b>                      平成 12～22 年度（2000～2010 年度）にかけて田園空間整備事業を行い、農村文化に視点を置いて田園景観を保全するとともに、景観に配慮した遊歩道や水車小屋、案内板等を整備しました。</li> </ul>
<p>課 題</p>	
<p>○環境にやさしい生活の知恵を収集・整理し、市民等に周知する取組が必要です。                      ○集落営農組織による農地の利用の集積に加えて、地域の担い手による農地の利用の集積を進める必要があります。</p>	



IV 環境へ及ぼす影響の少ない循環型のまち –省資源・低負荷・循環–

方針	取組の概要
<p><b>9 環境へ及ぼす影響の低減</b></p>	<p>○<b>生ごみの減量化</b>                      一般家庭の生ごみ処理機購入に対する補助を実施し、これまでコンポスター約 6,500 台、生ごみ処理機器約 1,000 台の導入を支援し、生ごみの自家処理を推進しています。また、平成 13 年度（2001 年度）から市内の 13 小中学校の給食から出る生ごみを回収、平成 16 年度（2004 年度）からは市内の 18 保育園にも回収を拡大し、平成 19 年度（2007 年度）には生ごみの堆肥化施設「蓼科有機センター」を設置し、一般家庭約 1,100 世帯と公共施設の回収分も含め、年間約 150 t の生ごみを堆肥化、耕作農地に還元して生ごみの減量化を促進しています（一般家庭からの回収は平成 28 年度（2016 年度）に終了しました）。</p> <p>○<b>環境保全型農業の推進</b>                      農業マスタープラン環境保全型農業推進部会を主体として化学肥料・農地の適正使用を進めるとともに、農協と連携してマルチシート等の農業用資材の適正処理を行っています。</p>
<p><b>10 限りある資源の有効利用と循環の確保</b></p>	<p>○<b>分別収集の徹底</b>                      平成 10 年度（1998 年度）から 9 種類 16 分別の資源物分別収集を市内一斉に開始し、平成 19 年度（2007 年度）からプラスチック類を資源物に追加し、9 種類 17 分別に拡大しました。また、平成 10 年度（1998 年度）から 9 か所のスーパーにて第 2・第 4 土曜日に分別収集を開始するとともに、平成 22 年度（2010 年度）から茅野環境館にサンデーリサイクルステーションを、平成 27 年（2015 年）2 月から使用済小型家電の専用ボックスを設置しました。</p> <p>○<b>古紙の完全循環型リサイクルシステムの構築</b>                      平成 11 年度（1999 年度）からいわき大王製紙、長野日報社とともに、古紙の完全循環型リサイクルシステムを構築し、年間約 1,000 t の古紙を新聞用紙・段ボール原紙等として資源化しています。</p> <p>○<b>茅野環境館の設置</b>                      平成 17 年度（2005 年度）からリユース・リサイクルの情報・交流拠点、環境分野の市民活動拠点施設として茅野環境館を設置し、リサイクルショップやチャイルドシートのレンタル、古布を洋服やバッグなどにリメイクする取組を実施しています。</p> <p>○<b>グリーンサイクルの実施</b>                      平成 17 年度（2005 年度）から家庭から排出される剪定木をチップ化し、無償で配布しています。</p> <p>○<b>集団資源回収への補助</b>                      PTA、行政区等が実施する集団資源回収に補助し、年間約 400 t の資源を回収しています。</p>

課 題

○食べきれない食品・食材の購入を控え、食べきれる量を調理し、余った食材を活用するとともに、賞味・消費期限内に食品を食べきったり食材を使いきったりすることにより、食品ロスを削減する必要があります。

**V 地球の環境を支えるまち -地球環境の保全- (茅野市減 CO<sub>2</sub>計画含む)**

方 針	取 組 の 概 要
<b>11 エネルギーの有効利用</b>	<p>○<b>茅野市地域新エネルギービジョンの策定</b> 平成 16 年度（2004 年度）に地域新エネルギービジョンを策定し、太陽光や森林バイオマス等の資源量の調査を行い、導入方法等を検討しました。また、平成 22 年度（2010 年度）に小水力発電の導入モデルに関する検討調査を行いました。</p> <p>○<b>公共施設への新エネルギー施設の導入</b> 太陽光発電設備を平成 17 年度（2005 年度）に寿和寮、平成 19 年度（2007 年度）にちの保育園、平成 20 年度（2008 年度）に茅野消防署、平成 22 年度（2010 年度）から平成 24 年度（2012 年度）にかけて市内 5 小学校、3 中学校に導入しました。ペレットストーブは、平成 17 年度（2005 年度）から市内全小中学校に各 1 台ずつ導入しました。また、基本避難所の小中学校の 39 か所にソーラー外灯を導入しました。</p> <p>○<b>太陽光発電施設の導入支援</b> 平成 15 年度（2003 年度）から個人住宅の太陽光発電施設の設置に対して補助金による支援を行いました（平成 26 年度（2014 年度）で終了）。</p> <p>○<b>太陽光発電事業用屋根の貸出事業</b> 平成 28 年度（2016 年度）に市内 5 か所の公共施設において、再生可能エネルギーの利用促進と災害時における機能強化等を図るため、太陽光発電事業用に屋根の貸出事業を実施しました。</p> <p>○<b>自動車の適正利用の推進</b> 市の公用車としてハイブリッド車を 5 台導入しました。また、アイドリング・ストップ等による低燃費走行に関する啓発を行いました。</p> <p>○<b>省エネルギー住宅の促進</b> 平成 23 年度（2011 年度）から新設した住宅リフォーム補助金により、二重サッシ化や高効率給湯器導入等の省エネルギー住宅を促進しています。</p> <p>○<b>LED照明の導入</b> 平成 22 年度（2010 年度）から市役所通りを皮切りに、街路や公園等の都市施設及び通学路などの照明に LED を約 600 基導入し、省エネルギーを推進しています。</p>

<p><b>11 エネルギーの有効利用</b></p>	<p>○<b>次世代自動車急速充電器の設置</b> 平成 26 年度（2014 年度）に次世代自動車急速充電器を茅野市役所、尖石縄文考古館、白樺湖温泉すずらの湯に設置し、電気自動車等の利用促進を行っています。</p> <p>○<b>電気自動車の普及啓発</b> 平成 27 年度（2015 年度）に「電気自動車活用事例創発事業」により、日産自動車(株)から日産電気自動車「e-NV200」を借用し、公用車として通常業務に使用するほか、地球温暖化対策・電気自動車の普及啓発を行っています。</p>
<p><b>12 地域から地球環境を支える</b></p>	<p>○<b>環境マネジメントシステムの取組</b> 市では平成 23 年度（2011 年度）からエコアクション 21 の取組を行い、平成 24 年度（2012 年度）に市役所本庁舎、平成 26 年度（2014 年度）には本庁舎と併せて市役所外部施設について、エコアクション 21 認証を取得しました。平成 28 年度（2016 年度）からは茅野市独自のシステム「エコマネ茅野」に移行し、引き続き環境活動に取り組んでいます。その取組結果は毎年「エコマネ茅野環境活動レポート」として公表しています。</p> <p>○<b>事業所の環境マネジメントシステム導入支援</b> 事業所の ISO14001 及びエコアクション 21 取得のための補助金による支援を行っています。また、エコアクション 21 の認証取得のための講習会を開催しました。</p> <p>○<b>茅野市地球温暖化対策実行計画の策定</b> 平成 22 年度（2010 年度）に「茅野市減 CO<sub>2</sub> 計画」を策定しました。</p>
<p>課 題</p>	
<p>○太陽光をはじめとして、バイオマス、地中熱など、未利用となっている資源の利活用や施設への導入を促進する必要があります。</p> <p>○メガソーラー等の大規模な施設の設置に際し、自然災害の発生防止や景観保全等に配慮するなど、環境への影響を低減する対策をとる必要があります。</p> <p>○電気自動車、プラグインハイブリッド車等の次世代自動車とこれらの充電設備の導入を促進する必要があります。</p>	

VI 環境を創造するパートナーシップのまち -連携・参加と環境学習-

方針	取組の概要
<p><b>13 広域圏の連携と参加による環境保全</b></p>	<p>○<b>諏訪湖の水質浄化の推進</b>                      諏訪湖に注ぐ上川の清流を保つために、平成 15 年（2003 年）から諏訪建設事務所が取りまとめ役となり上川アダプトプログラムが開始され、本市の 10 区域では美サイクル茅野がまとめ役となり、積極的に活動を推進しています。</p>
<p><b>14 地域圏の連携と参加による環境保全</b></p>	<p>○<b>観光客への啓発活動の実施</b>                      パンフレットなどへ「ごみは、持ち帰りましょう」等の呼びかけを記載し、観光客に配布しています。また、家で行動食を登山用ボトルに詰めて「ゴミを山に持ちこまない」という活動を、パンフレットなどに掲載して推進しています。</p>
<p><b>15 環境学習の推進</b></p>	<p>○<b>環境絵本・環境教育副読本による環境意識の向上</b>                      平成 9 年度（1997 年度）から小学校 4 年生を対象とした環境教育副読本「私たちのくらしと環境」、平成 14 年度（2002 年度）から保育園等の年長児を対象とした環境絵本「やつがたけのちっち」を配布するとともに、保護者の同伴によるバスツアーを実施し、環境に対する意識の向上に努めています。</p> <p>○<b>学校林の整備の推進</b>                      学校林の総面積 90.56ha のうち 81.84ha の整備を進めました。</p> <p>○<b>みどりの少年団による森林保全の学習の推進</b>                      市内の小中学校によるみどりの少年団の活動を支援し、森林保全の学習を推進しています。</p> <p>○<b>エコフェスタにおける環境学習の推進</b>                      平成 14 年度（2002 年度）からエコフェスタ（環境展）を開催し、小中学校の環境保全の取組の発表や高校生によるボランティア体験を行っています。</p>
<p>課 題</p>	
<p>○市民の環境への関心を高めるため、環境保全や水質浄化等の重要性を周知するパンフレット等の配布や、ホームページ等での周知を進める必要があります。</p> <p>○市民や事業者の環境への関心を高め、環境に配慮した行動をとることができるように、さまざまな機会をとらえて環境学習会や講習会、研修会等を開催する必要があります。</p>	